平成２２年（フ）第１０１８２号
東京都品川区旗の台３丁目７－８　旗の台ハイツ
債務者　長坂　康紀
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　洋志
4　破産債権の届出期間　平成22年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３４９号
埼玉県川越市大字豊田本2144－１－107
債務者　安藤　俊裕
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　達也
4　破産債権の届出期間　平成22年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４５０号
東京都杉並区今川４丁目21―17
債務者　白石八四郎
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高井　重憲
4　破産債権の届出期間　平成22年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９８号
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1177番地13
債務者　安部　由子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１００号
山形県米沢市東大通１丁目１番91―１号
債務者　目黒建設こと　目黒　勝次
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１０１号
山形県米沢市東大通２丁目６番７号、前住所山形県米沢市太田町２丁目１番11号
債務者　田上　三代
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１７２号
茨城県土浦市木田余東台２丁目12番６号
債務者　長井紗和子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８２号
茨城県石岡市石岡12885番地４　サニーハウスイシガミ203、前住所茨城県小美玉市堅倉1709番地33
債務者　長田　聡志
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３９１号
埼玉県飯能市八幡町24番17、住民票上の住所埼玉県入間市大字仏子1589番地１　プランヴェール509
債務者　橋口　勝彦
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３９８号
埼玉県坂戸市大字多和目641番地７
債務者　佐藤　廣男
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３９９号
埼玉県坂戸市大字多和目641番地７
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４３０号
埼玉県所沢市大字久米1394番地の２　ドエルアキバＡ―101
債務者　横田結海子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４４４号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目３番104号
債務者　古林　詳朗
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４６号
千葉県富里市根木名658番地44、住民票上の住所千葉県富里市七栄480番地34　日吉ハイム１号
債務者　萩原　清一
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１６７号
千葉県佐倉市岩名1011番地　白翠園
債務者　瀬川　敏彦
成年後見人　丸山　義徳
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１６８号
千葉県印西市草深2166番地２
債務者　松浦　典子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部